研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額	［略］	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	［略］
		円 452,700	円 430,700	円 408,700	円 388,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	
国地の別 アジア				パキスタン バングラデシュ	ネパール 東ティモール ミャンマー		インド モルディブ	中華人民共和国 モンゴル	
国地の別 大洋州			パプアニューギニア		ソロモン	マーシャル	トンガ	ミクロネシア	
国地の別 北米									
国地の別 中南米		ハイチ		キューバ ボリビア	ニカラグア ホンジュラス		グアテマラ パルバドス	アルゼンチン エクアドル エルサルバドル コロンビア ドミニカ共和国	
国地の別 欧州					アイスランド タジキスタン			カザフスタン スイス ノルウェー ベラルーシ	
国地の別 中東				サウジアラビア			イラン シリア	レバノン	
国地の別 アフリカ		カメルーン コートジボワール	エチオピア ガボン ベナン マラウイ	ウガンダ ガーナ セネガル モザンビーク	タンザニア マダガスカル ルワンダ	ケニア	ボツワナ	アルジェリア ザンビア ナミビア モーリシャス	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額	［同上］	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	［同上］
		円 452,700	円 430,700	円 408,700	円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	
国地の別 アジア				パキスタン バングラデシュ	ネパール 東ティモール	ミャンマー	インド モルディブ	中華人民共和国 モンゴル	
国地の別 大洋州			パプアニューギニア		ソロモン	マーシャル	トンガ	ミクロネシア	
国地の別 北米									
国地の別 中南米				キューバ ボリビア	ニカラグア ホンジュラス		グアテマラ パルバドス	アルゼンチン エクアドル エルサルバドル コロンビア ドミニカ共和国	
国地の別 欧州					アイスランド タジキスタン			カザフスタン スイス ノルウェー ベラルーシ	
国地の別 中東				サウジアラビア		イラン	シリア	レバノン	
国地の別 アフリカ		カメルーン コートジボワール	エチオピア ガボン ベナン マラウイ モザンビーク	ウガンダ ガーナ セネガル	タンザニア マダガスカル ルワンダ	ケニア	ザンビア ボツワナ	アルジェリア ナミビア モーリシャス	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	21号	22号	［略］	24号	［略］
		円 320,700	円 298,700		円 254,700	
国地の別 アジア		重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	
国地の別 大洋州						
国地の別 北米			アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール	
国地の別 中南米			リオデジャネイロ レシフェ		クリチバ サンパウロ レオン	
国地の別 欧州		ラジオストク	ハバロフスク ユジノサハリンスク		ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	
国地の別 中東						
国地の別 アフリカ						

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	21号	22号	［同上］	24号	［同上］
		320,700	298,700		254,700	
国地の別 アジア		重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 ダバオ	
国地の別 大洋州						
国地の別 北米			アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール	
国地の別 中南米			リオデジャネイロ レシフェ		クリチバ サンパウロ レオン	
国地の別 欧州		ラジオストク	ハバロフスク ユジノサハリンスク		ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	
国地の別 中東						
国地の別 アフリカ						

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。